

骨髄移植手術等の医療行為により抗体が失われた場合のワクチンの再接種制度の実施を求める意見書

小児がん等の治療において、骨髄移植手術や免疫抑制剤等による治療を行った場合、予防接種で一旦できた抗体が失われてしまうことがある。こうした場合、医師から感染症予防のため再接種を推奨されることがあるが、現行の予防接種法においては、再接種は定期予防接種の扱いとならず、任意予防接種として、全額自己負担となってしまう。努力義務とされている定期予防接種は14種類あり、再接種が必要なワクチンの種類によっては、複数回接種が必要なものもあり、全額自己負担となると被接種者及びその保護者にとって大きな経済的負担となってしまう。

本市においては、平成30年4月1日より、骨髄移植手術等により、定期予防接種で受けたワクチンの予防効果が期待できないと医師に判断され、任意で予防接種する方に対して、経済的な負担の軽減及び感染症の予防を目的として、再接種費用を全額助成する制度をスタートさせたところである。しかし、本来であれば再接種費用の負担軽減や、万が一健康被害が生じた場合などの救済については、定期予防接種と同様に、国の責任において必要な措置を講ずるべきである。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 予防接種に関する法令を改正し、骨髄移植等の医療行為により抗体が失われた場合のワクチンの再接種制度を、国の責任において実施すること。
- 2 再接種制度の実施に当たっては、被接種者及びその保護者の負担軽減を図るとともに、安全かつ効果的なワクチンの再接種となるよう十分配慮すること。
- 3 ワクチン接種により万が一健康被害が生じた場合には、定期予防接種と同様に国の救済措置制度の対象とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年7月4日

名古屋市会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣

} 宛（各 通）